

一般社団法人愛知県労災指定医協会

《入会のご案内》

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

〒460-0008 名古屋市中区栄4-14-28 愛知県医師会館6階

〒460-0008 名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル6階

電話：052-263-0093 FAX：052-263-6775

ホームページ：<https://www.aichi-rousai.jp>

当協会は、愛知県下の労災指定医療機関（約 1,240）の皆様に入会いただいております、下記の業務を行っております。

是非、協会事業の趣旨にご賛同いただき、ご入会下さいますようご案内申し上げます。

## 1. 一般社団法人愛知県労災指定医協会について

私ども、(一社)愛知県労災指定医協会は、昭和32年3月に発足、昭和44年に社団法人の認可を受け、愛知県下の労災保険指定医療機関の皆様が加入しており、入会されました会員の皆様への新規労災保険指定を受けられた医療機関への労災保険診療の請求方法・留意点のご説明、労災保険診療に係る算定基準の説明会の開催、参考資料の配付、労災保険診療点数の疑義・算定方法のご説明、ご注文された労災保険レセプト用紙の送付、労災保険診療費の毎月請求・受理及び受領委任・支払等の処理、交通事故に係る患者様の治療費の損害保険会社との支払未済・支払拒否等のトラブル防止のための医療協議会（愛知県医師会・損害保険協会・損害保険料率算出機構）での解消等を図っています。

また、平成29年度からは、医療機関のみを対象とする福利厚生の上昇のため、労働保険事務組合を設立し、労働保険（労災保険・雇用保険）事務手続きの委託金額は市価の約1/9の廉価にて受託しています。なお、ご希望の場合には社会保険（健康保険・厚生年金保険・医師国保等）の手続きも受託しています。

### 【業 務】

- ・労災診療費の立替・振込払い（厚労省→（労災保険情報センター）→協会→医療機関）
- ・労災レセプト用紙の無料送付/請求集約/愛知労働局へ提出
- ・労災診療費算定基準（改正を含む。）の周知

### 【事 業】

- ・業務上疾病の予防と調査・研究
- ・衛生管理者の教育・指導
- ・事業場における労働環境の整備に関する啓もう指導
- ・学術講演会
- ・労災診療費算定実務研修会
- ・新規労災指定医療機関に対する教育・指導
- ・労災診療費の受領委任
- ・労災保険診療協議会見解統一委員会
- ・交通事故に係る自賠責保険等の治療費不払いに関する諸問題の対策と検討、及び相談・支援
- ・自賠責保険研修会（隔年）
- ・会員医師及び医療従事者の福祉対策
- ・労働保険（労災・雇用）に関する廉価な事務委託（社会保険関係は別途要相談）
- ・会報の発行

## 2. 入会手続きについて

### 【提出書類】

- ・入会申込書
- ・委任状
- ・預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書（会費の口座引落希望の場合）

### 【入会金・年会費】

- ・入会金（10,000 円）
- ・年会費（9,000 円）
- ・事業運営負担金（前年の診療費請求内訳書（レセプト）請求件数に 110 円を乗じた金額）

※初年度のみ、入会金、年会費を入会時に納めていただきます。

※年会費の請求時期は、年 1 回（6 月頃）です。

※引落日は、請求時にお知らせいたします。

## 3. 愛知県外科医会、愛知県整形外科医会について

- ・愛知県労災指定医協会事務局は、下記分科会事務局も兼務しております。
  - ・愛知県外科医会
  - ・愛知県整形外科医会

## 4. お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までご連絡をお願い申し上げます。

一般社団法人愛知県労災指定医協会 事務局

TEL ; 052-263-0093